

重要事項説明書

この障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛「重要事項説明書」は、社会福祉法第76条の規定により、本契約を締結する上でご注意いただきたい事項についての説明を行う文書です。

ご利用には一部行政措置を除き、原則としてお住まいの市町村で「介護給付費の支給決定(申請)」を受けて「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けなければなりません。

なお受給者証には「支給決定期間(有効期限)」が記載してありますので、ご利用の際は必ず有効期限のご確認をお願いします。

本書には生活介護事業と施設入所支援の説明が併せて記載されていますが片方の事業のみでの利用も可能です。

1. 事業者及び事業所(施設)名称・概要

法人名称・所在地	社会福祉法人 嘉 祥 福 祉 会 / 愛知県津島市唐臼町半池72番地6		
設立年月日	平成元年12月26日	代表者職氏名	理事長 河西 あつ子
連絡先	Tell (0567) 32-2631 Fax (0567) 32-2632		
事業所名称(施設)	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛 [施設入所支援・生活介護] <input type="checkbox"/> ゆうとぴあ恵愛短期入所事業所 [障害者短期入所事業] <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターゆうとぴあ恵愛 [地域生活支援事業]		
事業所所在地	愛知県津島市元寺町3丁目97番地1		
管理者職氏名	施設長 大原好夫		
開設年月日	平成11年8月1日/平成11年10月1日(身障イ・短期入所)/		
連絡先	Tell (0567) 32-5000 Fax (0567) 32-5002		
対象者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 障害児		
自己評価の実施	年に1回実施		
第三者評価の実施	なし		

2. 指定事業及び指定番号

指定施設・事業名称		費用区分	愛知県指定番号	利用定員
障害者支援施設	施設入所支援	介護給付費	2310300237	70名
	生活介護			70名
障害者短期入所事業		介護給付費	2310300237	6名(併設利用型) 70名(空床利用型)
地域活動支援センター事業		委託費	—	20名(1日受入定員)

3. 苦情等の受付

(1) 事業者が提供する事業や職員に対しての苦情は、事業所受付窓口で受け付けています。

苦情解決責任者：管理者（施設長）大原好夫	Tell (0567) 32-5000
受付担当者：主任指導員 中元葉留子	Fax (0567) 32-5002
㊤ 受付は、窓口・電話・ファックス・手紙等いずれの方法でも結構です。 ㊥ 利用者のご希望で、受付文書・回答を公開、又は非公開にできます。	

(2) 事業所窓口の他に、法人が委嘱した第三者委員に申し立てることができます。

第三者委員	法人評議員：安井宏	Tell (052) 444-2223
	法人評議員：東照代	Tell (0567) 31-2803
㊤ 第三者委員とは、苦情処理の公正と客観性を確保するため法人役員及び施設職員を除く評議員・監事・民生委員・学識経験者等の社会的信用を有する者のことです。		

(3) 事業所が信用できない場合は、行政機関等へ苦情を申し立てることができます。

住所地の市町村（援護主体）	Tell
愛知県庁	名古屋市中区三の丸三丁目1の2 障害福祉課 事業所指導グループ Tell (052) 954-7400
運営適正化委員会 (県社会福祉協議会内設置)	名古屋市東区白壁一丁目50番地 Tell (052) 212-5515

4. 居室及び設備等概要

- ①居室 4人部屋（10室） 床頭台・テレビ・プライベートカーテン・ベッド・寝具類・個人照明・Nコール・洗面所（1ヶ所）
 2人部屋（10室） 床頭台・テレビ・プライベートカーテン・ベッド・寝具類・個人照明・Nコール
 1人部屋（10室） 床頭台・テレビ・ベッド・寝具類・個人照明・Nコール*吸引器・医療カート・非常電源×2設置

- 居室は利用開始後 14 日以内にご要望及び心身状況等を勘案の上でご提示します。
- 居室は入退所、心身状況の変化等により変更する場合があります。

- ②設備等
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 医務室 | 嘱託医師の診察・処置を行います／医療機器・呼吸器の設置 |
| 看護室 | 健康管理・健康診断・健康相談を行います |
| 静養室 | 一時的な疾病等の対応を行います |
| 訓練指導室 | 機能訓練・作業訓練・生産活動等を行います |
| 相談室 | 生活相談・説明を行います |
| 図書室 | 図書の設置・共用テレビの視聴を行います |
| ホール | 談話・喫煙等を行います |
| 多目的室 | 食事・行事・創作的活動等を行います |
| 浴室 | 一般浴・機械浴（座浴／寝浴）を行います |
| 洗面所 | 洗面・洗濯（無料洗濯機設置3F）を行います |
| トイレ | 車椅子対応型・ナースコール設置 |

- 特定個人に供する材料等を使用した場合は施設利用料金として実費が発生します。

- ③人員
- | | |
|--------------|-------|
| (a)管理者 | 1名 |
| (b)サービス管理責任者 | 2名以上 |
| (c)生活支援員 | 23名以上 |
| (d)医師 | 1名以上 |
| (e)看護師 | 2名以上 |
| (f)栄養士 | 1名以上 |
| (g)理学療法士 | 1名以上 |
| (h)調理員 | 1名以上 |
| (i)事務員 | 1名以上 |

- 主な職種の勤務体制は次のとおりです。

(b)サビ管	8 : 45～17 : 45	(c)生活支援員	7 : 00～16 : 00
(e)看護師	8 : 00～17 : 00	〃	10 : 15～19 : 15
〃	10 : 15～19 : 15	〃	16 : 30～10 : 30

- ④支援サービスの内で主な支援サービスは次のとおりです。

- (a)給食 栄養士が栄養、医療、心身状況、及び嗜好を勘案の上、栄養バランスの良い食事を計画しご提供します。また月間行事では行事企画メニューをご提供します。なお利用者は申出によって食事提供を取り消す(キャンセル)事ができます。

- 提供時間… 朝食 8 : 00～ 9 : 00 昼食 12 : 00～13 : 00 夕食 18 : 00～19 : 00
- 毎食の提供又は取り消し等の実績証明は、提供担当職員の実施チェック票記載事実を以って請求するものとしますので予めご了承願います。

- 毎日清涼飲料各種を水分補給の一貫としてご提供します。
 - 食事提供の取り消し（キャンセル）は契約書の規定に沿ってお願いします。
- (b)入浴 原則として1週間に3回入浴ができます。ただし浴室機械点検、及び行事等により中止される場合があります。また利用者のご要望、心身状態等に最も適した入浴種別を選べるよう、一般浴・機械浴（座浴／寝浴）の3種類を設置しています。
- 心身状況が入浴に適さない場合は清拭、又はドライシャンプーを行います。
 - 入浴には看護師が立ち会いますので不安な点等あれば気軽にお尋ね下さい。
 - 入浴後は効率的な水分補給のために機能性飲料をご提供します。
- (c)排泄 利用者の身体能力、清潔保持、及びご要望を勘案して排泄の自立に向けた支援サービスをご提供します。
- 必要に応じ個別支援計画にて機能訓練等と連動した支援サービスをご提供します。
- (d)医療 利用者の健康管理、療養、及び保健衛生支援のために嘱託医をおいています。なお専門科受診、又は継続治療が必要になった場合のために協力医療機関を定め対応しています。
- 嘱託医師

*医師名	泉 雅之（愛知医科大学附属病院）
*診療科目	内科・神経内科
*定期診療日	木曜日 9：00～12：00
 - 医療協力病院

*医療機関名	医療法人宏徳会 安藤病院
*病院長名	河西あつ子
*診療科目	内科・小児科・リハビリテーション科・放射線科
*入院設備	ベッド数 220床
 - 日常軽微な処置に係る薬品等は介護給付費該当サービスに含まれますが、治療材料等を要する場合、その他予備材料を希望される場合、又は別途診療を要する場合には、各々実費、又は医療費の負担を要します。
- (e)移乗等 利用者の心身状況を勘案し適切な支援サービスを行います。また移動の支援、及び適宜に誘導を実施し日常生活上の安全と利便向上に配慮します。
- (f)余暇活動・創作的活動・生産活動の日中活動支援
利用者の心身状況、意向、適性、障害特性等、及び地域の実情や需給状況等を勘案の上で、適切な日中活動の提案を行うよう努めます。
- *生活介護事業は年中無休で行っています。
 - 実施時間……8時45分から17時45分
 - 提供時間……9時30分から17時15分
- (g)相談 日常生活上の諸問題、又は障害者福祉に係る関係法令等についての説明等を、サービス管理責任者、並びに生活支援員が説明を行います。また、より身近な問題等には関係する介護主任・副主任、並びに居室担当があたります。

5. 負担金等、及び金品取り扱い

①利用者の負担金等

(a)介護給付費

1. 介護給付費は、事業者が市町村より法定代理受領します。
2. 介護給付費の内で自己負担金（定率負担分）は、事業者に直接支払います。
 - *上記2を「利用者負担金額」といいます。

(b)施設利用料

3. 食事提供に係る費用
4. 光熱水費
5. 委任管理費（預り金の収支管理、支出入取扱代行、及び報告の代行）
6. 日用品費（歯ブラシ・液体歯磨・T字剃刀・ウェットティッシュ・タオル・洗面具・消臭剤等）
7. 文書発行（在籍証明書・生計同一世帯証明等）
8. 特定個人に係る創作的活動費・生産活動に係る材料費（活動に要する原材料）
9. 特別な食品の提供（通常提供する給食以外で特定個人に供する食品類）
10. 個人の電化製品に係る電気代（設備備品及び電動車椅子充電を除く）
11. 協力医療機関以外への送迎に係る燃料の費用（安藤病院・津島市民病院を除く）
12. その他、介護給付費サービスに含まれないもので、且つ特定個人に供する必要費用
*行事外出等で施設に拠る余暇提供計画に係る費用は原則的に徴収しません。

②利用者負担の減免措置

(a)利用者負担(定率/1割)に係る月額上限

区分	世帯の収入状況	1月あたりの負担上限
一般2	市町村民税課税世帯の方	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯で所得割16万円未満の方 (※利用者が20歳未満の場合に限る)	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円

- ⑨ 世帯の範囲は、障害当事者とその配偶者となります。障害当事者が20歳未満の場合は、その保護者の属する住民基本台帳での世帯が対象となります。

(b)食費等実費負担の軽減

1. 20歳以上の入所施設利用者…食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や65歳以上の方は28,000円）が残るように補足給付が行われます。
2. 20歳未満の入所施設利用者…地域で子供を養育する世帯と同様の負担（その他生活費25,000円を含めて低所得・一般1で50,000円、一般2で79,000円）となるように補足給付が行われます。

③利用者の負担金等の改定

- (a)介護給付費の改定は、障害支援区分の変更、又は厚生労働省が必要に応じて改定を行った場合に発生し、その期日は改定が行われる日付とします。
- (b)施設利用料の改定は、特定物品等の価格の著しい変化、経済状況の変化、その他合理的且つやむを得ない事由がある場合は、改定を行う前に通知・説明を実施の上で、相当金額に改定します。また、厚生労働省、並びに愛知県より指導指針等が示された場合も同様とし、指定期日のあるものに限っては、その指定された日付を以て改定するものとします。

④利用者の負担金等の支払方法、及び委任管理

- (a)支払方法は委任管理通帳より事業者が必要毎に支払を代行実施しますので、利用者は次に示す委任管理の方法を選択し、当該委任状を提出して下さい。

1. **全部委任**…本人に係る定期収入源（年金等）を委任管理する場合。
 - *年金等収入金受領 *年金現況届報告 *収入申告書(一部)
 - *利用者負担金支払 *施設利用料支払 *医療費等支払
 - *保険税等支払 *個人購入等支払代行 *収支報告書
 - *収支適正管理支援（助言）
2. **一部委任**…本人に係る定期収入源（年金等）を委任管理しない場合。
 - *補充金等収入受領 *利用者負担金支払 *施設利用料支払
 - *医療費等支払(一部) *収支報告書 *収支適正管理支援（助言）

- *委任管理通帳は、委任管理開始時に事業者が利用者名義の通帳を新規に発行する手続きを取ります。〔取扱金融機関：あいち銀行大治中央支店〕
- *補充金とは、定期収入源（年金等）を受給中の利用者が、その一部の金額を支払いに充てるため委任通帳へ入金した現金のことを示します。
- *公的年金等非受給者、又は生活保護受給者の場合は、補充金、または保護費を定期収入源（年金等）相当と扱います。
- *補充金の残高不足により負担金等の支払が不能となった場合は、本契約第 16 条第 1 項第 1 号の「負担金等の支払の遅延」に該当するとみなされる場合があります。請求書発送の際、委任通帳のコピーを添付する（一部委任に限る）ので計画的な補充金の入金に努めてください。
- *特別な事由があり、且つ委任管理を行うことにより利用者が重大な不利益を被る恐れがある場合は、その旨管理者（施設長）まで申し出て下さい。
- *利用者、並びに身元引受人より申出があり管理者（施設長）が許可した場合や、その他不測の事態等により委任管理通帳からの負担金等の支払が一時的に困難になった場合は、直接施設事務所窓口での現金支払、現金書留、委任通帳への振込(手数料は振込人負担)による何れかの手段で速やかにお支払をお願いします。
- *委任管理された金品の取扱いにつきましては、障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛入所者年金等預かり金取扱要領に拠ります。

6. 記録の整備、及び保存等

①支援サービス記録整備、及び記録の開示

(a)利用者の支援サービス記録を整備して保存します。

*当該支援サービス提供日から5年間保存します。

(b)利用者から本人の支援サービス記録の開示を請求された場合は、施設事務所の業務時間内で閲覧できます。（*通常業務時間は8：45～17：45です。）

7. 意思決定支援等の推進

- ①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮しますまた、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意します。
- ②利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する利用者の意向を把握した上で支援を行います。

8. ケアプラン（個別支援計画）の策定

- ①支援サービスの基本となるケアプランは、サービス管理責任者、身近な生活支援員（居室担当・介護主任等）、看護師、療法士、栄養士、及び嘱託医師等が、利用者の意向や現況を聴取・調査（アセスメント）した上で合議して策定し、利用者の同意を得て支援を開始します。又、地域生活等への移行に関する意向を把握し、定期的に確認するとともに、相談支援事業所等との連携を図ります。
- ②利用者は、ケアプランについていつでも要望、又は内容の変更を申立てることができます。
- ③利用者からのケアプランの要望について、施設はできる限り実行に向けて努力しますが、法に抵触する内容、物理的に不可能な内容、又は社会通念上禁忌される内容等については策定を行うことができませんので予めご了承願います。

9. 入院時支援、及び入院時支援加算の定率負担

- ①利用者、及び身元引受人等のやむを得ない事情により、利用者の入院支援が困難である場合、事前の申出により事業所が入院時支援を行うことができます。
- ②事業所が入院時支援を実施した場合、入院外泊時加算（入院翌日より90日間）が算定される日数を超える場合であって、入退院の調整や訪問し被服準備等支援を行った時は、超過日数が3日以内は561単位、4日以上は1,122単位を当該月に1回算定するものであり、利用者、及び身元引受人等は加算に係る定率負担（1割）を事業者にお支払い願います。

10. 個人情報の保護

- ①施設の利用準備時から契約終了手続時までの間、利用者に関する情報は事前に提出していただいた個人情報の取扱に関する同意書に基づいて慎重に取扱います。
- ②利用者は利用期間中いつでも同意の内容について変更を申出ることができます。

11. 身元引受人の選任と届出

- ①当施設の利用には、原則として身元引受人を要するものとします。
- ②成年後見人、又はその他法定代理人が定められている場合は、利用者の意思確認（決定等の保佐）の簡便性から出来るだけ成年後見人、又はその他法定代理人を身元引受人に選任いただきますようお願いいたします。
- ③利用者より、身元引受人を届出ない意思があつて利用者単独での利用契約を締結された場合、又は届出された者が途中で身元引受人を断った場合で、利用期間中に利用者の意思確認が困難な状況になり、且つ利用者の関係者より利用者保護の申出がない場合は、援護主体と協議の上、援護主体の長が裁判所に対して当該利用者の成年後見人の申立等を行うよう施設が要請する場合があります。なおこの場合、要請等を行っている期間中に施設が身元引受人に対して本来通知すべき情報等が出来得ない状況になりますが、このことで利用者、又は利用者の関係者に対

する情報等の遅延が生じ不利益が発生した場合、施設はその発生事案に対する責を負わないものとします。(※施設には利用者に対する調査権等はありませんので、利用者の決定事実、又は申告以外の利用できる情報・手段がありません。また契約に基づく施設利用の場合、援護主体より利用者、及び利用者の関係者の附帯情報等を得ることは出来ません。)

- ④前記のことより、利用者、並びに身元引受人は、利用の締結にあたり利用期間中に必要と思われる情報等について、施設に対して正確、且つ十分な量を提供していただくとともに、利用者の関係者に当施設利用について周知されるようお奨めします。(※任意のお願いです。)

1 2. 虐待防止の対応

- ①当施設では、体罰禁止を含む虐待防止に関する責任者を設置し、介護マニュアル等を策定し支援サービスにあたる職員教育を行うとともに、全職員に対して処遇会議等における研修を通じて人権に対する配慮について啓発に努めています。
- ②苦情申出窓口に虐待に関する申出があった場合は、管理者、及び受付担当者は速やかに調査を行うとともに、希望により当該申出者の緊急避難策を講じます。
- ③意思決定支援を踏まえた成年後見制度の利用を支援します。
- ④当施設では、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

1 3. 身体拘束等の適正化について

- ①当施設では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、指針に基づく研修を実施しています。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- ①当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、計画に基づく研修及び訓練を実施しています。

1 5. 新興感染症対策について

- ①当施設では、医療協力病院と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めるとともに協議を行い、院内感染症対策に関する研修又は訓練に参加して感染対策に努めています。
- ②当施設では、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を医療協力病院から受け、感染対策の向上に努めています。

1 6. その他重要事項（カスタマーハラスメントに関する当施設の考え方）

当施設では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ① 大声での叱責や威圧的な言動
- ② 人格を否定する発言や差別的な言動
- ③ 業務の範囲を超えた過度な要求
- ④ 長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

17. ご協力事項

- ①当施設では、福祉職員育成の観点から教育機関、市町村、他施設等から施設現場実習の受入要請があった場合これを積極的に受け入れております。利用者の皆様にはご迷惑をお掛けしますが趣旨をご理解の上ご協力の程お願いします。
- ②当施設では、毎月1回定期の防災訓練を実施しております。お手数ですが訓練への参加についてできる限りご協力をお願いします。

18. 補償

- ①当施設では、万が一当方の責による事故等が発生した場合、適切、且つ速やかに補償対応が行えるよう、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名称	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
主な補償内容	対人・対物・管理財物・事故対応等
- ②事故発生時の対応
 - (a)当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - (b)当施設では、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録します。
 - (c)当施設では、利用者居に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業者保管用

重要事項説明書同意書

障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛 管理者 様

私（利用者）は、「障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛」の利用契約の締結にあたり、事業者から重要事項の説明を受け、本契約の内容を理解し、本書面内容に同意しましたので、署名・捺印を以って証します。

令和 年 月 日

〔利用者〕 住所

氏名

⑩

〔署名代行者〕 住所

氏名

⑩

〔代行の事由〕 自筆署名が困難な為 その他（ ）

この重要事項説明書は、厚生労働省令第79号（平成14年6月13日）第9条の規定に基づき、利用者、及び身元引受人へ本契約上の重要事項の説明のために作成されたものです。

〔説明者〕 所属 障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛

職氏名

⑩